

千葉市における千葉県青少年健全育成条例に基づく立入調査要領

第1 趣旨

この要領は、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号。以下「県条例」という。）第23条の4第1項及び第23条の9第1項の規定により当該職員（以下「立入調査員」という。）が行う立入調査の適正な運用を期するために必要な事項を定めるものとする。

第2 処理する事務

処理する事務は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）第2条の規定により、県条例に基づく以下の事務とする。

- (1) 県条例第11条第2項の規定による勧告
- (2) 県条例第11条第3項の規定による命令
- (3) 県条例第23条の4第1項の規定による立入調査、資料の提出の要求及び質問（図書等の販売等を業とする者又は県条例第23条の3第1項各号に掲げる営業を営む者に係るものに限る。）
- (4) 県条例第23条の7の規定による勧告
- (5) 県条例第23条の8第1項の規定による公表
- (6) 県条例第23条の9第1項の規定による立入調査、資料の提出の要求及び質問

第3 留意事項

- 1 立入調査は、行政事務上の要請に基づいて行うものであって、犯罪捜査、その他の目的のために行うものでないことを銘記するとともに、これを乱用し、市民の自由と権利を不当に侵害することのないようにすること。
- 2 立入調査に際しては、調査員証を携帯し、関係者に提示するとともに、服装、言語、態度に注意し、相手に対して不信、不快の印象を与えることのないようにするとともに、県条例の趣旨について十分な理解と協力が得られるよう努めること。
- 3 立入調査は、営業時間中に行い、不必要に長時間営業所内に留まることのないよう配慮するとともに、単なる娯楽又は観覧のための立入りと誤解されないようにすること。
- 4 立入調査は、受付又は事務所等を通じ相手方にその趣旨を十分理解させ協力を得るように努めること。
- 5 県条例に違反するおそれがあると認められる事例を発見又は認知したときは、関係者に注意を喚起し、これを未然に防止するよう努めること。

第4 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 図書等の販売等を業とする者の営業所における調査事項
 - (1) 営業者及び従業者が県条例の趣旨をよく理解しているかどうか。
 - (2) 青少年に対し、有害図書等の販売、貸付け等をしていないかどうか。
 - (3) 有害図書等を陳列している場合には、県規則第2条の3に規定された方法により区分して陳列しているかどうか。

(4) 有害図書等として指定する必要があると思われる図書等が陳列されていないかどうか。

2 深夜入場禁止施設における調査事項

(1) 営業者及び従業者が県条例の趣旨をよく理解しているかどうか。

(2) 深夜において青少年が当該施設に入場していないかどうか。

(3) 深夜における青少年の入場を禁止する旨の表示が見やすい箇所に表示されているかどうか。

(4) 客が青少年であるかどうかの確認が適切に行われているかどうか。

(5) まんが喫茶・インターネットカフェ等については、県条例第11条に基づく有害図書等の陳列の制限、県条例第23条の10に基づくインターネットの利用をさせる営業者を営む者の責務が守られているかどうか。

3 携帯電話等販売店における調査事項

(1) 営業者及び従業者が県条例の趣旨をよく理解しているかどうか。

(2) 口頭による説明を実施するにあたり、条例第23条の6第1項の規定による説明書面等が交付されているかどうか。

(3) 保護者から提出された申出書等の保管がされているかどうか。

第5 報 告

立入調査員は、立入調査を行ったときは、速やかに所属長に報告すること。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。